

日放技発第202号

令和3年6月23日

厚生労働省保険局

医療課長 井内 努 様

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 上田 克彦



令和4（2022）年度診療報酬改定に関する要望書

平素より本会の活動に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本会は国民の皆様の安全・安心を実現すべく、医療技術の提供を通じて、疾病の早期発見・早期治療、診療の質の向上、医療安全への取り組み等を推進しております。

今年度におきましても、医療現場の実態調査の実施し、医師の働き方改革等、各種施策の推進への協力を行っていく所存でございます。最終的な目標として、患者のために貢献できるよう、以下の2点を要望させていただきます。

要望項目

1. 「診療用放射線安全管理の取り組み」の評価についての要望
「診療用放射線安全管理料1」及び
「診療用放射線安全管理料2」の新設
2. 「感染防止対策への取り組み」への評価についての要望
「感染症患者撮影加算」及び
「感染症患者放射線治療加算」の新設

※上記内容の詳細は次頁以降に掲載

1. 「診療用放射線安全管理の取り組み」の評価についての要望案

●「診療用放射線安全管理料1」の新設

医療法施行規則の一部改正に伴う診療用放射線安全管理に係る体制として、医療放射線安全管理責任者の配置や指針の策定、研修の実施、医療被ばくの線量管理や記録が適切に実施され、常勤の診療放射線技師が1名以上配置されている施設について、診療用放射線安全管理料1の評価を要望します。

<診療用放射線安全管理料1の施設基準(案)>

- ①医療法施行規則の一部改正に伴う診療用放射線安全管理に係る体制について、適切に実施されていること
- ②常勤の診療放射線技師が1名以上配置されていること

●「診療用放射線安全管理料2」の新設

医療法施行規則の一部改正に伴う診療用放射線安全管理に係る体制を適切に実施し、さらに安全体制を確保するために医療安全管理委員会と連携する医療放射線安全管理に係る委員会を設置し、医療放射線の正当化や最適化の実務を担当する常勤の放射線科医と専任の診療放射線技師が配置されていること。加えて線量管理や患者の線量記録等を一元管理できるシステムが整備され、放射線診療を受ける患者に対して医療被ばくに関する患者相談窓口を設置し、適切な研修を修了した専任者を明示して実施している施設について、診療用放射線安全管理料2の評価を要望します。

<診療用放射線安全管理料2の施設基準(案)>

- ①医療放射線安全管理に係る委員会を設置し、医療安全管理委員会等と連携されていること
- ②医療放射線の安全管理(正当化)の実務を担当する常勤の放射線科医がいること
- ③医療放射線の安全管理(最適化)の実務を担当する専任の診療放射線技師がいること
- ④検査線量や患者単位の線量情報を一元管理できるシステムが整備されていること
- ⑤医療被ばくに関する患者相談窓口を設置して、適切な研修を修了した対応者を明示して実施されていること

2. 「感染防止対策への取り組み」への評価についての要望

外来及び入院における検査・治療手技および放射線治療において、現場では、①～⑤について感染防止のための付加業務を行っている。

- ① 感染防護具等の着脱
- ② 患者導線の別ルート確保（通常患者も外来等で多数使用するため）
- ③ 検査室、治療室の感染防止策（換気や、危険性が低減するまで検査室を封鎖する等）
- ④ X線装置、放射線治療装置の感染防止策（感染患者の検査・治療手技および放射線治療終了後のX線装置、放射線治療装置の消毒薬による清拭）
- ⑤ 検査予定枠の組み換え、検査・治療手技方針の決定等、通常業務に比べ負荷が増大し、業務シフトの変更なども行っている。

そこで、通常業務と比べた時間と対応人数についての調査を行った結果（参考資料1～6）、

- ・全体の傾向では患者の症状が重症・中等症・軽症の順に時間・対応人数の負荷が大きい。
- ・一般撮影での軽症・中等度での撮影時間では1.5～2.0倍、重症では3.0倍以上、対応人数では2.0～2.5倍が多い。
- ・CTでの撮影時間では軽症では1.5～2.0倍、中等度では2.0～2.5倍、重症では3.0倍以上、対応人数では2.0～2.5倍が多い。
- ・放射線治療での時間では軽症では1.5～2.0倍、中等度・重症では2.0～2.5倍、対応人数では軽症では1.0～2.5倍、中等度では1.5～2.5倍、重症では2.0～2.5倍について3.0倍以上の結果であった。
- ・感染症の中でも、例えばCOVID-19における診療報酬上の評価の多くが、入院を対象とした内容が多く見受けられる。

そこで外来を含めた検査や治療についての評価として、上述した感染予防策を講じている場合に、以下の加算の新設を要望します。

● 「感染症患者撮影加算」の新設

第1節エックス線診断料（E000～E004E）及び第3節コンピューター断層撮影診断料（E200～E203）の通則内に1回につき〇〇点を所定点数に加算と追記。

●「感染症患者放射線治療加算」の新設

第12部 放射線治療（M）の通則内に「感染症患者放射線治療加算」を追記し、所定点数の100分の〇〇に相当する点数を加算と追記。

<感染症患者撮影加算および感染症患者放射線治療加算の施設基準（案）>

- ① 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。
- ② 当該保険医療機関内に、医療に係る安全管理を行う部門（以下、「医療安全管理部門」という。）を設置していること。
- ③ 医療安全管理部門が開催する院内会議に診療放射線技師が参加し、病院内外における感染状況を共有していること。（新設）
- ④ 当該放射線診療部門は医療安全管理部門及び病院内の感染防止対策チーム（ICT）と協力・連携することで、感染防止対策等の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進していること。（新設）
- ⑤ 当該放射線診療部門は関連学会等（公益社団法人日本診療放射線技師会等）が定めるガイドラインに沿って感染症対策を行っていること。（新設）

以上